

要 望 書

令和元年度



一般社団法人 茨城県建築士事務所協会

〒310-0852 水戸市笠原町 978-30 建築会館 2階

TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791

ホームページ <http://www.i-jk.org>

メールアドレス ikyokai@i-jk.org

殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、下記のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

I 新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望

II 耐震診断並びに耐震補強計画業務に関する要望

III 各種業務報酬算定基準の採用に関する要望

◎ 設計・工事監理 業務報酬算定基準

◇国土交通省告示第98号

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

◎ 官庁施設の設計・工事監理 業務報酬算定基準

◎ 特殊建築物定期報告・定期点検 業務報酬算定基準

◎ 防火設備定期点検業務報酬算定基準

◎ 劣化度調査 業務報酬算定基準

◎ 解体設計業務報酬算定基準

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会

会長 舟 幡 健



I 新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望

平成21年1月に建築士法第25条の規定に基づく業務報酬基準の告示が改正されました。これは、建築士事務所の業務実態を踏まえたものであり、業務報酬の合理的かつ適正な算定に資することにより、設計業務の適切かつ円滑な実施を推進するものであります。つきましては、**新業務報酬基準を尊重し、遵守**されますよう強く要望いたします。

さらに、平成31年1月には、新たな業務報酬基準（告示第98号）が制定されました、これに準拠し、業務委託内容を明確にした契約が行われることを要望いたします。

併せまして、建築は、**基本設計・実施設計・工事監理業務を一体的**に行うことにより質の高い建築物ができるものであります。同一事務所へのご発注、及び当協会会員事務所へご下命下さるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、設計業務等の発注についての、**県内建築設計事務所を優先とした指名**とともに、品質確保の観点から、**茨城県で採用している算定基準同等の「最低制限価格」を設定した入札**、不適切な価格での入札により公正な競争を妨げる**ダンピング実施業者の排除**についても実施していただけるよう要望いたします。

I-1 新業務報酬基準の採用及び遵守について

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第98号及び告示第670号）に準拠のうえ、業務委託内容を明確化した契約を行い、追加的な業務が発生した場合は適正な経費の積み上げがなされるよう強く要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法や基準等を国土交通大臣が告示で示したものです。建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

しかしながら、公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下と建築事務所所員の労働環境の悪化を招く恐れがあります。結果として国民の利益につながらないことから、構造計算書偽装事件を契機として、業務報酬基準の見直しが行われ、平成21年に国土交通大臣により業務報酬基準として告示第15号が、平成27年には耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準として告示第670号が制定されました。

また、平成27年6月に施行された改正建築士法の第22条の3の4では、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないとする規定が設けられております。

平成31年1月には、新たな業務報酬基準（告示第98号）が制定され、これに準拠し、業務委託内容を明確にした契約が行われることを要望します。しかしながら、告示の業務報酬基準は、実際に必要な業務等に要する報酬を算出するためのものであり、入札方式で設計者を選定する場合、これに入札価格調整率等をかけて報酬を低減させると正当な業務ができません。従って、これまで以上に以下の点についても特段のご配慮をお願いいたします。

- ・入札方式で設計者の選定をする場合：
 - 入札価格調整率等を掛けて報酬を低減しないこと
 - 最低制限価格の設定・引き上げをすること
- ・発注仕様書において業務細分率等により発注者側が行う業務と受託者側が行う業務の内容を明確に区分すること
- ・明確な根拠がない業務細分率の導入等による切り下げをなくすこと
- ・追加的な業務が発生した場合は適正な経費を積み上げること

I-2 入札方式によらない発注方法の採用について

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じた技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用し、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう要望いたします。

やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ等を実施されますよう強く要望いたします。

平成17年に施行された「公共工事品確法」に基づく基本方針では、「公共工事に関する調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」と示されました。

さらに、平成26年6月に「公共工事品確法」の一部が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ発注関係業務を適切に実施することが、発注者の責務として明確化されました。

このような状況の中、まだ多くの地方自治体では、残念ながら公共建築物の設計・工事監理業務の発注において価格競争による入札方式が採用され、厳しい経済状況の中、さらなる低価格入札が生じております。価格による設計者選定は、設計等の業務の品質低下を招き、ひいては建築物の品質の低下につながる恐れがあり、「公共工事品確法」や「環境配慮契約法」の趣旨にも反することになります。

社会資産としての建築物は、質の高いものでなければならないことは当然の事であり、建築設計等の業務は、その品質により建築物の質を大きく左右するものであります。

従いまして、建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、「公共工事品確法」の趣旨に則り、発注業務の平滑化を図りつつ適切な設計工期を確保するとともに、価格以外の要素を考慮した選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いします。

しかし、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、改正「公共工事品確法」第24条に基づき、公共工事に準じる措置として、同法第7条第1項3号に規定された「最低制限価格」の設定・引き上げ等を実施されますようお願いいたします。

I - 3 賠償責任保険の加入を条件とすることについて

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

平成17年末に発覚した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任についての担保の重要性が指摘されました。その結果、平成18年6月の改正建築士法では第24条の6「書類の閲覧」の条文に建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類」を閲覧させなければならない旨、規定されました。

さらに、平成27年6月に施行された改正建築士法第24条の9では、「建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。

このように賠償責任保険への加入等への措置は極めて重要なことであり、建築士事務所の保険への加入促進は建築主に対する義務を果たすとともに、建築士事務所の経営基盤の安定のため、欠かすことのできない施策になっていくことと考えます。

従いまして、建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮いただきますようお願いいたします。

I-4 建築CPD情報提供制度の実績の活用について

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等の評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局：(公財)建築技術教育普及センター)の実績を活用していただくよう要望いたします。

建築CPD情報提供制度は、建築士等の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成18年に建築関係諸団体(11団体)が、それぞれ独自のCPD制度を活用・統合する形で、新たに立ち上げた制度(事務局：(公財)建築技術教育普及センター)で、建築士等が、一定の審査基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理し、その内容を証明することで、委託者が、業務を担当する建築士等を評価することができる仕組みとなっています。

本制度により、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。また、より一層の充実・円滑な運用に向け、平成23年4月1日から、推奨単位(12単位)を設定しました。

既に、国土交通省では、平成20年5月に、官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の設計者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度での実績を組み入れる方針を決定するとともに、一部の地方自治体においても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっており、制度の規模も拡大しているところです。

さらに、平成26年6月に施行された改正「公共工事品確法」の第3条第11項では、公共工事の品質確保に当たっては、技術者の能力が資格等により適切に評価され十分に活用されることにより、品質が確保されるようにしなければならないと定められ、その適切な評価基準等として、建築関係諸団体が共同で参画・運営する本制度を活用することが、最も効果的かつ公平な手段となり得ると考えます。

従いまして、建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築CPD情報提供制度」をご活用されますよう特段のご配慮をお願いします。

Ⅱ 耐震診断並びに耐震補強計画業務に関する要望

耐震診断及び耐震補強・改修設計業務の促進をしていただきますとともに、設計・工事監理の業務発注に際しては、業務報酬基準に基づいた適正な報酬と業務工期により、当協会会員事務所にご下命下さるよう要望いたします。

平成23年東北地方太平洋沖地震では、茨城県においても多くの建築物で甚大な被害が生じました。

地震振動による建築物の被害状況を見ますと、依然として旧耐震基準^{※1}で設計された建築物の被害が多かったことが報告されております。鉄筋コンクリート造建築物では、過去の地震被害と同じように、短柱や耐震壁のせん断破壊、エキスパンションジョイント部の被害等が、鉄骨造建築物では、体育館等の大空間を有する建築物の軸組ブレースの破断や鉄骨屋根支持部の破壊が見られました。また、天井材及び照明器具等の非構造部材の落下や壁材の損傷が多くの建築物で見られました。

一方、適切な耐震補強・耐震改修が施された建築物の多くは、被害を免れており、耐震補強・耐震改修の有効性が確認されたことが報告されております。また、新耐震基準^{※2}で設計された建築物の被害はほとんど見られず、現行の耐震基準がおおむね妥当であることが今回の地震においても確認されております。ただし、新耐震基準で設計された建築物であっても、体育館等の大空間を有する建築物で、鉄骨屋根支持部の被害や天井の落下被害が多く見られたことは、特筆すべき事項であります。

被害を受けた建築物の多くは、地震直後に避難施設としての機能を果たせず、その後も長期に渡り建築物の使用が不可能になりました。

このような地震被害の状況から、依然として、なお一層の耐震化の推進が必要であります。特に地震後にその機能を維持する必要のある建築物や避難施設では、建築物の安全性の確保のみならず、必要とされる機能の確保・維持を含めた耐震化の推進が喫緊の課題であることが改めて明らかになりました。

一般社団法人茨城県建築士事務所協会では、かねてより「耐震診断・補強計画判定会議」を設置し、建築物の耐震化の促進に協力してきたところであります。また、適正な耐震補強・改修計画により確実に建築物の耐震化ができますよう、各種の講習会や勉強会を開催し、協会会員の技術の向上を図ってきたところであります。

つきましては、引き続き耐震診断及び耐震補強・改修設計業務の促進をしていただきますとともに、業務の発注に際しては、業務報酬基準に基づいた適正な報酬と業務工期により、当協会会員事務所にご下命下さるようお願いいたします。

※1) ※2) 昭和56年6月1日に耐震設計に関する法律が大幅に改正されております。これを一般に「新耐震基準」と呼んでおり、これに対しそれまでの基準を「旧耐震基準」と呼んでおります。

Ⅲ 各種業務報酬算定基準の採用に関する要望

建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。業務報酬算定の際は、茨城県建築士事務所協会が定めた業務報酬算定基準を参考にさせていただきますよう要望いたします。

一般社団法人茨城県建築士事務所協会のホームページにおいて、国土交通省告示第98号、告示第670号並びに協会が定めた各種業務報酬の算定基準を掲載しております。設計・工事監理業務、各種調査業務等の発注に際しては、適正な業務報酬算定の基準としてのご採用をお願いします。

ホームページ掲載 業務報酬算定基準

1. 設計・工事監理業務報酬算定基準

◇ 国土交通省告示第98号

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

2. 官庁施設の設計・工事監理業務報酬算定基準

◇ 官庁施設の設計業務等積算基準

◇ 官庁施設の設計業務等積算要領

◇ 「官庁施設の設計業務等積算要領」において引用している告示の規定

3. 特殊建築物定期報告・定期点検 業務報酬算定基準

4. 防火設備定期点検業務報酬算定基準

5. 劣化度調査業務報酬算定基準

6. 解体設計業務報酬算定基準

7. 耐震診断・補強改修設計等 業務報酬算定基準

◇ 国土交通省告示第670号

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

8. 木造住宅耐震診断等 業務報酬算定基準

◇ 木造震災建築物の被災度区分判定業務報酬基準

◇ 木造住宅耐震診断業務報酬算定基準

添付資料

1. 設計・工事監理 業務報酬算定基準

◇ 国土交通省告示第98号

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

2. 官庁施設の設計・工事監理 業務報酬算定基準

◇ 官庁施設の設計業務等積算基準

◇ 官庁施設の設計業務等積算要領

◇ 「官庁施設の設計業務等積算要領」において引用している告示の規定

3. 特殊建築物定期報告・定期点検 業務報酬算定基準

4. 防火設備定期点検業務報酬算定基準

5. 劣化度調査 業務報酬算定基準

6. 解体設計業務報酬算定基準